

学校感染症による扱いについて

医師から学校感染症(下記参照)と診断されましたら、学校へ連絡をお願いします。

学校保健安全法の規定により生徒が学校感染症にかかっている、またはその疑いがある場合は、出席停止になります。医師の診断に基づき登校許可が出るまでは学校を休んで十分に休養をしてください。出席停止期間は欠席の扱いにはなりません。登校する際は医師から「登校許可証明書」に記入してもらい担任へ提出してください。

「登校許可証明書」は本校で直接受領するか郵送、またはホームページからダウンロードできます。担任にご連絡をお願いします。

なお、当面の間、インフルエンザについては登校許可証明書等の記入を医療機関に求めず、保護者の方から出席停止の基準を確認いただき、「療養解除届(インフルエンザ用)」を保護者が記入し、登校時に学校に提出をお願いします。

学校感染症の分類と出席停止の基準

分類	病名	出席停止の基準
第1種	エボラ出血熱, ジフテリア, 痘そう, 重症急性呼吸器症候群, 鳥インフルエンザなど	治癒するまで
第2種	インフルエンザ *当面の間、インフルエンザ療養解除届を使用します。	発症後5日を経過し、解熱したあと2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで。または5日間の適正治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふく)	耳下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	全ての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状の消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	流行性角結膜炎(はやりめ)	
	急性出血性結膜炎(アポロ病)	
	その他の感染症 (溶連菌感染症, マイコプラズマ感染症, 流行性嘔吐下痢症など)	

保護者 様

新潟県立長岡大手高等学校長

学校感染症による出席停止について（お知らせ）

学校保健安全法第 12 条の規定による学校感染症は、感染の可能性がある期間は出席停止となります。

つきましては、医師から登校が許可されたらこの用紙に記入してもらい、登校の際に担任へ提出してください。

主治医 様

お手数をおかけしますが、下記の登校許可証明書にご記入をよろしくお願いします。

登校許可証明書	
	年 組 番 氏名 _____
1 病 名	_____
2 診 断 日	令和 年 月 日
3 出席停止期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
上記の者の病気は、感染する恐れがないため登校しても差し支えないものと認めます。	
	令和 年 月 日
	医療機関名 _____
	医 師 名 _____ 印 _____

長岡大手高等学校長 様

県立長岡大手高等学校

年 組

生徒氏名

療養解除届 (インフルエンザ用)

上記の者は、インフルエンザにより療養等をしておりましたが、以下のとおり発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過しましたので本届を提出します。

発 症 日 : 月 日
解熱した日 : 月 日
登校開始日 : 月 日

【検査結果等】 * 下線部に必要事項を御記入ください。

①検査日 _____ 月 _____ 日

②検査結果 インフルエンザ A型 ・ B型 * どちらかに○

③受診先医療機関名 : _____

令和 年 月 日

保護者氏名

保護者の方へ

・インフルエンザは学校保健安全法により、出席停止期間の基準が定められています。

【発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで】

この間は他の人に感染させる恐れがあるため、登校することはできません。

<例>

12/7から登校可能

12/1	12/2	12/3	12/4	12/5	12/6	12/7
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	
発症						
			0日目	1日目	2日目	
			解熱			

12/8から登校可能

12/1	12/2	12/3	12/4	12/5	12/6	12/7	12/8
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目		
発症							
				0日目	1日目	2日目	
				解熱			

(ただし、医師が感染の恐れがないと認めたときは、この限りではありません。)

- ・本届は、保護者等が記入するものです。医療機関に記入を求めないでください。
- ・療養後登校するに当たっては、診断時に医師から再受診の指示があった場合は、それに従ってください。